

令和3年度 愛知県地域職業訓練実施計画の策定にあたっての検討事項

資料No.3 - 1

* 第1回協議会資料No.8を再掲 *

論 点	令和2年度 愛知県地域職業訓練実施計画	令和3年度 愛知県地域職業訓練実施計画(案)
<p>1. 訓練規模・就職率目標</p> <p>第1回協議会資料参照 =資料No.10-1、10-2、参考資料③P10の①</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 440人程度(充足率54%を勘案)に訓練機会を提供 ⇒ 訓練認定規模: 810人を上限とする。 ○ 雇用保険適用就職率目標 ⇒ 基礎コース: 58%、実践コース: 63% 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 850人程度(充足率: 58%を勘案)に訓練機会を提供 ⇒ 訓練認定規模: 1,455人を上限とする。 ○ 雇用保険適用就職率目標 ⇒ 基礎コース: 58%、実践コース: 63%
<p>2. 基礎コースと実践コースの割合</p> <p>第1回協議会資料参照 =参考資料③P10の②</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎コース: 30% (243) ○ 実践コース: 70% (567) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎コース: 30% (436) ○ 実践コース: 70% (1,019)
<p>3. 実践コースにおける訓練分野の比率</p> <p>第1回協議会資料参照 =資料No.10-1、10-2、参考資料③P10の③</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療事務系: 5% (28) ○ 介護系: 15% (85) ○ 情報系: 5% (28) ○ その他: 75% (426) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療事務系: 5% (51) ○ 介護系: 20% (204) ○ 情報系: 10% (102) ○ その他: 65% (662)
<p>4. 新規枠の割合</p> <p>第1回協議会資料参照 =参考資料③P10の④</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎コース: 20%以内 ○ 実践コース: 20%以内 ○ ある認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のために同一認定単位期間内で新規枠へ振替えることも可能とする。 ○ 地域ニーズ枠については、実績の有無に関わらず、すべて新規枠とし、当該上限値の別枠とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎コース: 30%以内 ○ 実践コース: 30%以内 ○ ある認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のために同一認定単位期間内で新規枠へ振替えることも可能とする。 ○ 地域ニーズ枠については、実績の有無に関わらず、すべて新規枠とし、当該上限値の別枠とする。
<p>5. 地域ニーズ枠の設定</p> <p>第1回協議会資料参照 =資料No.10-1、10-2、参考資料③P11の⑤</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業系、航空機製造系、建設関連系(軀体系技能者コース、重機オペレーターコースに限る。)を地域ニーズ枠として、「その他の分野」の枠内のうち30名を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就職氷河期世代を含めた安定就労を目指す者の就業を支援するため、実践的な技能等を習得し、就職に直結する資格(介護職員初任者研修修了、生活援助従事者研修修了、医療事務に関する試験(※))を取得できる短期間の訓練コースを地域ニーズ枠として「医療事務系」「介護系」のうち30名を設定する。 <p>(※) 医療事務技能審査試験、医療事務管理士技能認定試験、調剤事務管理士技能認定試験、医療事務検定試験、診療報酬請求事務能力認定試験</p>
<p>6. その他の訓練分野</p> <p>第1回協議会資料参照 =参考資料③P11の⑥</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「その他の分野」の枠内で「理美容系」を特化し、認定定員の上限を「その他の分野」の30%に上限設定する。 	<p>同左</p>

令和3年度 愛知県地域職業訓練実施計画の策定にあたっての検討事項

資料No.3 - 1

* 第1回協議会資料No.8を再掲 *

論 点	令和2年度 愛知県地域職業訓練実施計画	令和3年度 愛知県地域職業訓練実施計画(案)
7. 認定単位期間	○ 四半期ごとに求職者支援訓練を認定する。	同左
8. 訓練コースの定員	○ 一つの訓練コースに係る定員は30人を上限とする。	同左
9. 定員配分の見直し	○ 繰越した余剰定員の取扱いについて 認定コースの定員数が少なかった場合の繰越し分及び 中止となった訓練コースの繰越し分について、第3四 半期以降において、基礎コースと実践コース間の振替 及び実践コースの他分野へ振替を可能とする。	同左